

佐県医発第1887号(E)  
令和元年3月14日

郡市医師会長 殿

佐賀県医師会長  
池田 秀夫  
〔 公 印 省 略 〕

県内での新型コロナウイルス感染症患者発生に伴う注意喚起  
及び佐賀県医師会新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年3月13日、佐賀県内で新型コロナウイルスに感染した患者が確認されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知下さいますとともに、貴会会員医療機関への周知につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、全医療機関に通知を行うと共に、県医師会ホームページ・メディカルトピックスへ掲載いたします。

〔添付資料〕

1. 全医療機関宛て通知

佐賀県医師会事務局  
業務課 担当 佐藤・中山・富吉  
E-mail : staff-sasto@saga.med.or.jp  
Tel 0952-37-1414 Fax 0952-37-1434

医療機関の開設者・管理者 殿

佐賀県医師会長  
池田秀夫  
〔公印省略〕

県内での新型コロナウイルス感染症患者発生に伴う注意喚起  
及び佐賀県医師会新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年3月13日、佐賀県内で新型コロナウイルスに感染した患者が確認されました。つきましては、貴殿におかれましても本件につきご了知頂き、下記についてご留意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、県医師会ホームページ・メディカルトピックスへ掲載いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症患者（県内1例目）の概要

- (1) 年代 20歳代
- (2) 性別 男性
- (3) 職業 大学生
- (4) 居住地 佐賀市
- (5) 国籍 日本
- (6) 主な症状 発熱（39.6℃）、頭痛、下気道炎、咳、痰、肺炎
- (7) 行動等
  - 2月27日～ フランスへ旅行
  - 3月4日 フランスから帰国
  - 3月9日 発熱（39.0℃）及び頭痛発現
  - 3月13日 ウイルス検査の結果、陽性が確認され、県内の感染症指定医療機関に入院

※詳細な行動・滞在歴については、現在、調査中です。

【患者発生に関する知事の説明内容（3月13日）】

本日、新型コロナウイルス感染症のウイルス検査により、県内在住のお一人が陽性であることが確認されました。

患者は、佐賀市在住の20代の男性です。佐賀大学の学生です。独り暮らしと聞いています。

経過及び本人の行動歴は、現在分かっている内容といたしますと、2月27日からフランスに渡航しています。そして、3月4日に帰国しています。3月9日の月曜日に39度の発熱があり、明くる10日に佐賀市内の医療機関を受診。そして、本日13日に帰国者・接触者相談センターに連絡があり、ウイルス検査の結果、陽性が確認されて、現在、県内の感染症指定医療機関に入院されています。

現在、発熱、頭痛、咳、痰、肺炎などの症状がありますが、病状は安定しているということです。

それから、フランスへの渡航ですが、同行者がほかに4人いたということです。現在、県のほうで帰国後の本人の詳しい行動歴、そして、濃厚接触者などについて調査中です。そして、その調査をしつつ、迅速に検査なども対応していきたいと考えています。

こうしたことの詳細、まだこれは判明したばかりで、なかなか細かく本人などの行動が把握

されていませんので、詳細の報告は今後のオペレーションの結果も含めて、改めて明日、本部会議を開いてお話ししたいと思います。

そして、3月16日からの県内の学校再開についてですが、現下の状況では大変厳しい状況だと思っていますけれども、先ほどお話ししたように、これからしっかり調査をして、それを踏まえて明日改めて方針を発表したいと考えています。

さらに本日、コールセンターを立ち上げますので、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談についてはこのコールセンターの方へ。そして、**症状がある方は、これまでと同じように帰国者・接触者相談センターへ御相談いただきたい**と思います。

それからもう一点、報道の皆さんも含めてお願いがあります。県民の皆様方にもお願いがあります。

ウイルス感染自体は誰しも、当然のことながら本人の意思でかかるものではありませんし、マスクなど、気をつけていても結果的に防げないこともあります。今回は、佐賀県内で初めての例でありまして、県民の皆さんもいろいろ御心配されると思いますけれども、患者の方も同じような不安なお気持ちかと思えます。どうか、患者の方を温かい目で見守っていただきたいと思えます。特定をしたりとか、そういったことは慎んでいただきたいと思えます。

そして、県民の皆様におかれましては、今後とも、小まめな手洗いと咳エチケット、そして部屋の換気を徹底していただきまして、どうぞ冷静に行動していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

佐賀県としては、全力で感染拡大防止に努め、県民の皆様にも今後とも正確な情報をお伝えしていきます。そして、これからも迅速に対応してまいりますので、御協力をよろしくお願ひします。

## 2. 県医師会の対応

県内1例目の患者発生に伴い、13日20時に佐賀県医師会新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。

## 3. コールセンター等

○一般相談窓口（新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談に対応）

電話番号：0952-25-7485

F A X：0952-25-7263

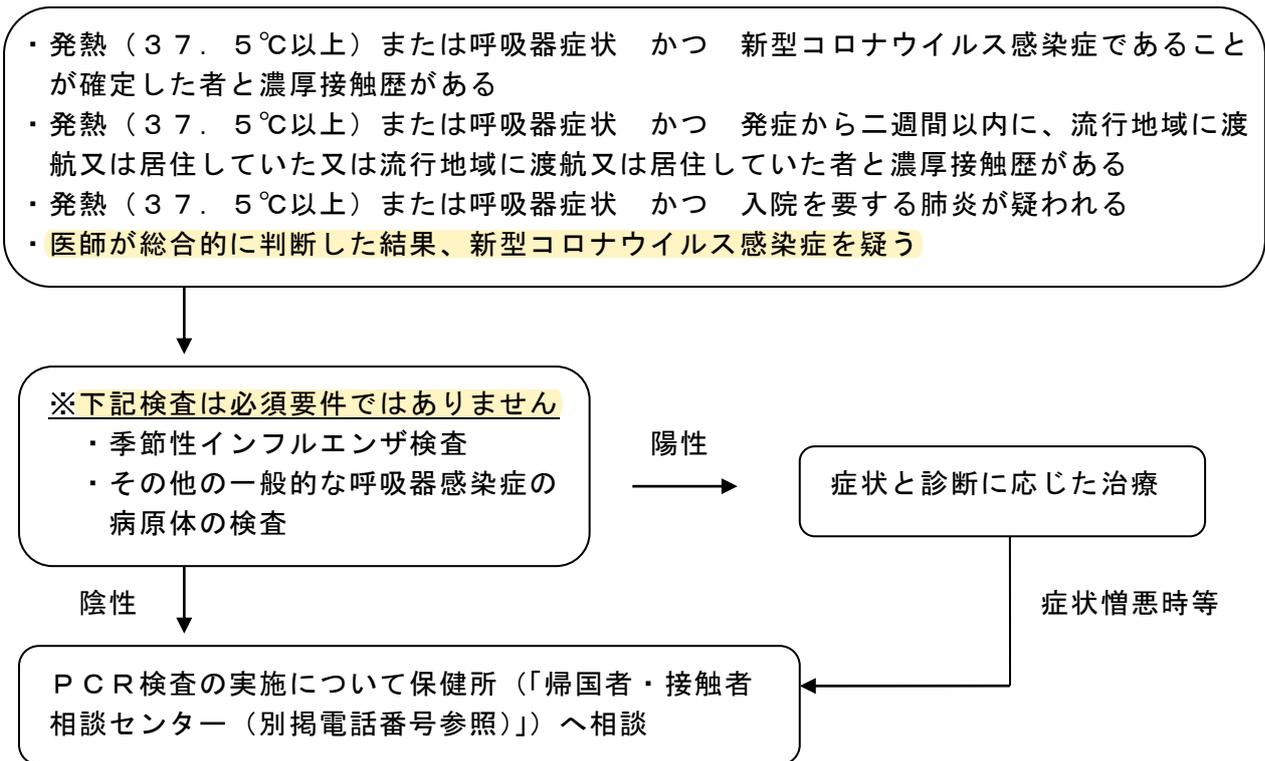
○帰国者・接触者相談センター（症状がある方や医療機関から「帰国者・接触者外来」への紹介相談等に対応）

名称（管轄市町）	電話番号
佐賀中部保健福祉事務所 （佐賀市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町）	0952-30-3622
鳥栖保健福祉事務所 （鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町）	0942-83-2161
唐津保健福祉事務所 （唐津市・玄海町）	0955-73-4186
伊万里保健福祉事務所 （伊万里市・有田町）	0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所 （武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町）	0954-22-2104

対応時間：平日8時30分～17時15分

※ただし、緊急の場合は、夜間・土日も含め時間外も対応可能です。各保健福祉事務所に電話いただきますと、自動応答メッセージが流れますので、最後までお聞きいただき、その指示に従って対応してください。

#### 4. 県行政が行うPCR検査実施の基準



#### 5. 院内感染予防策について

既にお知らせしていますが、別添の「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2020年3月5日国立感染症研究所）」をご参照いただき、感染防止に十分ご留意の上、対応下さいますよう、改めてお願い申し上げます。

#### 6. 医療機関入口掲示用チラシ

別添のとおり改訂しています。県医師会ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。

#### 〔添付資料〕

1. 「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」（令和2年3月11日付け日医発第1202号(地461)(健Ⅱ314)）
2. 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年3月5日国立感染症研究所）
3. 医療機関入口掲示用チラシ

都道府県医師会長 殿

郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長

横 倉 義 武

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

### 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部（局）宛に新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点についての事務連絡が発出されました。

本件は、発熱や上気道症状を有する等、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が来院した際の留意点について、一般の医療機関においても十分に了知いただきたい内容の周知を求めるものであります。

（以下、厚生労働省事務連絡の留意点の抜粋及び注記）

#### 1. 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策

基本的に誰もがこのウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること、また、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、後述の検体採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底で差し支えないこととされております。

上記について、日本医師会として、新型コロナウイルス感染症に関する知見が得られていない現状では、例えばインフルエンザなどの場合には検査をせずに臨

床診断にて治療薬を処方することをご検討ください。

**2. (1) 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下、同様。）を診察する際の感染予防策**

- ・患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等及び眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン、手袋を装着すること。
- ・患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（同上）、ガウン、手袋を装着すること。
- ・患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ・个人防护具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

**2. (2) 原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、1. 及び 2. (1) に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこととされております。**

**3. 応招義務**

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法第 19 条第 1 項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症の患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨することとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配のほどお願い申し上げます。

国立感染症研究所  
国立国際医療研究センター 国際感染症センター

この文書は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が疑われる場合の感染予防策について、医療関係者及び保健所が参照することを想定し作成した。

今後、疫学的所見や病原体に関する新たな知見の蓄積に伴い、この内容は適宜更新される。

なお、COVID-19 の疑いに関わらず、原則として以下は常に行うべきである。

- ・外来患者の待合室では、発熱や呼吸器症状を訴える患者とその他の患者、または発熱や呼吸器症状を訴える患者どうしが、一定の距離を保てるように配慮する。呼吸器症状を呈する患者にはサージカルマスクを着用させる。
- ・医療従事者は、標準予防策を遵守する。つまり、呼吸器症状のある患者の診察時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守する。サージカルマスクや手袋などを外す際には、それらにより環境を汚染しないよう留意しながら外し、所定の場所に破棄する。さらに手指衛生を遵守し、手指衛生の前に目や顔を触らないように注意する。
- ・医療従事者は、健康管理に注意し、発熱や呼吸器症状を呈した場合には診療行為を行わずに休職するようにする。

## 1 医療機関における COVID-19 の疑いがある人や COVID-19 患者の診療時の感染予防策

COVID-19 患者（確定例）、疑似症患者、濃厚接触者のうち何らかの症状を有する者を診察する場合、

- I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う
  - II 診察室および入院病床は個室が望ましい
  - III 診察室および入院病床は陰圧室である必要はないが、十分換気する
  - IV エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取）を実施する場合には、N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着する
  - V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する
- なお、職員（受付、案内係、警備員など）も標準予防策を遵守する。

・N95 マスクの使用に際しては事前のフィットテストと着用時のシールチェックを行い、マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、長袖ガウン、手袋などの PPE を脱ぐ際の手順に習熟し、汚染された PPE により環境を汚染しないように注意する。手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔を触れないようにする。

- ・手袋、帽子、ガウン、覆布（ドレープ）、機器や患者環境の被覆材などには、可能なかぎり使い

捨て製品を使用する。使用後は、専用の感染性廃棄物用容器に密閉するか、あるいはプラスチック袋に二重に密閉したうえで、外袋表面を清拭消毒して患者環境（病室など）より持ち出し、焼却処理する。リネン類の洗濯にあたっては、通常の 80°C・10 分間の熱水消毒後、洗浄を行う。

## 2 自宅等での感染予防策

・「濃厚接触者」については、健康観察期間中において、咳エチケットと手洗いを徹底するように保健所が指導し、常に健康状態に注意を払うように伝える。不要不急の外出はできる限り控え、やむをえず移動する際にも、公共交通機関の利用は避けることを願う。

・外出時や同居者等と接触する際のサージカルマスク着用と手指衛生などの感染予防策を指導する。

・濃厚接触者と同居している者にはサージカルマスクの着用および手指衛生を遵守するように伝える。

・濃厚接触者が着用しているマスクについて、一度着用したものは、食卓などに放置せず廃棄するようにする。また、マスクを触った後は、必ず手指衛生をすることを指導する。

・濃厚接触者が発熱または呼吸器症状を呈し医療機関を受診する際には、保健所に連絡の上、受診を勧められた医療機関を受診する。

・廃棄物処理、リネン類、衣類等の洗濯は通常通りで良い。

\* 積極的疫学調査時の感染予防策については、「新型コロナウイルスに対する積極的疫学調査実施要領」を参考にする

## 3 環境整備

・環境中における新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) の残存期間は現時点では不明である。他のコロナウイルスに関しては、20 度程度の室温におけるプラスチック上で、SARS-CoV では 6～9 日、MERS-CoV では 48 時間以上とする研究がある。

・インフルエンザウイルス A (H1N1) pdm09 の残存期間は数時間程度であり、SARS-CoV、MERS-CoV はインフルエンザウイルスに比較して残存期間が長い。SARS-CoV-2 についてもインフルエンザウイルスに比較して環境中に長く残存する可能性があるため、以下のような対応を推奨する。

・医療機関においては、患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。詳細については、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」等を参考にする。

・高齢者施設、不特定多数が利用する施設内、自宅等において、患者が発生した際、大がかりな消毒は不要であるが、長時間の滞在が認められた場所においては、換気をし、患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や新型コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、次亜塩素酸ナトリウム (1,000ppm)、またはアルコール (70%) による清拭を毎日実施することを推奨する。急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、その都度清拭する。体液、血液等が付着した箇所の消毒

については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（SARS や MERS の箇所）を参照すること。

- ・症状のない濃厚接触者の接触物等に対する消毒は不要である。

#### 参考

日本環境感染学会：医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第2版

[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19\\_taioguide2.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide2.pdf)

WHO：Home care for patients with suspected novel coronavirus (nCoV) infection presenting with mild symptoms and management of contacts

[https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novel-coronavirus-\(ncov\)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts](https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novel-coronavirus-(ncov)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts)

WHO：Infection prevention and control during health care when novel coronavirus (nCoV) infection is suspected

[https://www.who.int/publications-detail/infection-prevention-and-control-during-health-care-when-novel-coronavirus-\(ncov\)-infection-is-suspected-20200125](https://www.who.int/publications-detail/infection-prevention-and-control-during-health-care-when-novel-coronavirus-(ncov)-infection-is-suspected-20200125)

WHO：Advice on the use of masks the community, during home care and in health care settings in the context of the novel coronavirus (2019-nCoV) outbreak

[https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-the-community-during-home-care-and-in-health-care-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)-outbreak](https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-the-community-during-home-care-and-in-health-care-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-(2019-ncov)-outbreak)

厚生労働省健康局結核感染症課長： 感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（健感発1227第1号）、平成30年12月27日

# 患者さんへのお願い

発熱やせき・息切れがあり、14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行地域から帰国したか、または新型コロナウイルス感染症の患者さんと濃厚な接触があった方は、必ず事前に最寄りの保健所（帰国者・接触者相談センター）に電話で相談し、指示を受けていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、発熱やせき・息切れがあり、本院を受診される場合は、必ず事前に本院に電話で相談の上、指示を受けてくださいますよう、お願いいたします。

2020年3月14日改訂

一般社団法人 佐賀県医師会

## 保健所（帰国者・接触者相談センター）・一般相談窓口の電話番号

### ○帰国者・接触者相談センター

（症状がある方や医療機関から「帰国者・接触者外来」への紹介相談等に対応）

名称（管轄市町）	電話番号
佐賀中部保健福祉事務所 （佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町）	0952-30-3622
鳥栖保健福祉事務所 （鳥栖市・基山町・上峰町・みやき町）	0942-83-2161
唐津保健福祉事務所 （唐津市・玄海町）	0955-73-4186
伊万里保健福祉事務所 （伊万里市・有田町）	0955-23-2101
杵藤保健福祉事務所 （武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町）	0954-22-2104

対応時間：平日8時30分～17時15分

※ただし、緊急の場合は、夜間・土日も含め時間外も対応可能です。各保健福祉事務所に電話いただきますと、自動応答メッセージが流れますので、最後までお聞きいただき、その指示に従って対応してください。

### ○一般相談窓口

（新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談に対応）

電話番号：0952-25-7485

F A X：0952-25-7263